

姫路港安全対策委員会会則

(名称)

第1条 この会は、海上保安協会姫路支部（以下「姫路支部」という。）における姫路港安全対策委員会という。

(目的)

第2条 この委員会は、姫路港及び同境界付近における船舶の航行安全及び港内の整頓を図るために必要な事項を調査研究し、もって港内の事故防止に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議し、その実施を推進するものとする。

- (1) 船舶の航行安全に関すること。
- (2) 油等流出災害防止に関すること。
- (3) 危険物荷役の安全に関すること。
- (4) 海洋汚染防止に関すること。
- (5) 港内の整頓上必要な事項の連絡調整に関すること。
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

(組織及び役員)

第4条 この委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長は、姫路支部の副支部長のうちから支部長が指名する。
- 5 委員は、姫路支部の役員のうちから委員長が指名する。
- 6 委員長は必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 この委員会は、必要の都度委員長が召集する。

委員長は、決議事項を次の役員会に報告するものとする。

(分科会)

第7条 この委員会に、協議事項の細部にわたる調査研究および実施を推進するため、分科会をおくことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員によって構成し、分科会会长は委員の互選によって選任する。

3 分科会会长は、分科会の議決事項を委員長に報告するものとする。

(関係者)

第8条 委員会及び分科会は、必要があると認めるときは、関係者の意見及び説明を聞くことができる。

(議 決)

第9条 委員会及び分科会の議決は、出席者の過半数によって決める。可否同数のときは、委員長または分科会会长が決める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年6月1日より施行する。
- 2 昭和47年6月1日、姫路港安全対策部会会則は廃止する。

姫路港安全対策委員会名簿

(順不問)

【委員】

帽田 八郎	網干港振興協会長
水田 宏	飾磨港振興会長
越川 和弘	新日鐵住金㈱広畑製鐵所工程業務部長
山下 直之	関西電力㈱姫路第二発電所長
後藤 暢茂	大阪ガス㈱姫路製造所長
奥田 治志	JFE条鋼㈱姫路製造所長
磯上 勝行	合同製鐵㈱姫路製造所工場長
片桐 一郎	㈱ダイセル姫路製造所網干工場長
楽谷 健二	㈱日本触媒姫路製造所長
沢本 弘信	住友精化㈱姫路工場長
柳谷 彰彦	山陽特殊製鋼㈱常務取締役
岸本 清則	日本通運㈱姫路港事業所長
佐藤 清	兵機海運㈱姫路支店長
水田 裕一郎	飾磨海運㈱社長
馬越 孝雄	日鐵物流㈱関西支店長
望月 福子	望月海運㈱社長
林 裕司	林船舶㈱社長
横田 昌彦	横田石油㈱代表取締役
佐々木伸吾	東西オイルターミナル㈱姫路油槽所長
三木 雅行	早駒運輸㈱姫路事業所長
吉田 和正	㈱吉田組代表取締役
川本 貴也	小豆島急行フェリー(㈱)姫路営業所長
帽田 剛史	姫路木材倉庫㈱社長
市原 陽一郎	㈱上組広畑支店長
中澤 卓生	姫路市漁業協同組合長

【オブザーバー】

加藤 栄	神戸運輸監理部姫路海事事務所長
花田 三大	神戸税關姫路税關支署長
前野 雄造	神戸植物防疫所姫路出張所長
北原 正樹	大阪入国管理局神戸支局姫路港出張所長
栗津 秀哉	姫路海上保安部長
坪田 勝幸	兵庫県中播磨県民局姫路港管理事務所長